

会 議 録

◇防災危機管理課 電話 3981-1111 内線 2574

附属機関又は 会議体の名称	平成27年度 第1回 豊島区防災会議
事務局(担当課)	総務部防災危機管理課
開催日時	平成27年12月22日(火) 14:00～16:00
開催場所	としまセンタースクエア
出席者	<p>会長：豊島区長</p> <p>委員：《都知事部局》</p> <p style="padding-left: 2em;">建設局第四建設事務所長 交通局巣鴨駅務管理所長(欠席) 水道局 豊島営業所長 下水道局北部下水道事務所長</p> <p>《警視庁関係》</p> <p style="padding-left: 2em;">第五方面本部長(欠席) 池袋警察署長 巣鴨警察署長 目白警察署 長</p> <p>《消防署関係》</p> <p style="padding-left: 2em;">第五消防方面本部長 豊島消防署長 池袋消防署長</p> <p>《消防団長》</p> <p style="padding-left: 2em;">豊島消防団長 池袋消防団長</p> <p>《指定公共機関及び指定地方公共機関》</p> <p style="padding-left: 2em;">日本郵便株式会社豊島郵便局長(欠席) 東日本旅客鉄道株式会社池 袋駅長 東日本電信電話株式会社東京北支店支店長 東京ガス株式 会社北部支店長 東京電力株式会社大塚支社長 東武鉄道株式会 社東武池袋駅管区長 西武鉄道株式会社池袋駅管区長 東京地下鉄株 式会社池袋駅務管区長 株式会社ドコモCS東京支店支店長(欠席)</p> <p>《公共的委員》</p> <p style="padding-left: 2em;">公益社団法人豊島区医師会長(欠席) 公益社団法人豊島区歯科医師 会長 社団法人豊島区薬剤師会長 豊島ケーブルネットワーク株式 会社代表取締役社長(欠席)</p> <p>《自衛隊》</p> <p style="padding-left: 2em;">陸上自衛隊第1師団第1普通科連隊第2中隊長</p> <p>《区議会》</p> <p style="padding-left: 2em;">計7名</p> <p>《自主防災組・学識経験者等》</p> <p style="padding-left: 2em;">池袋御嶽町会長 南長崎六丁目町会長 豊島区立中学校 PTA 連合会 会長 社会福祉法人豊島区民社会福祉協議会事務局長 豊島防火女 性の会会長 池袋防火女性の会会長 豊島区民生委員・児童委員協議 会会長 豊島区民生委員・児童委員協議会会長崎第二地区会長(欠席) 豊島区青少年育成委員会連合会会長 豊島区青少年育成委員会連合 会副会長 区民ひろば南池袋運営協議会会長 区民ひろば西池袋運 営協議会会長 豊島区高齢者クラブ連合会会長(欠席) 豊島区高齢 者クラブ連合会副会長 豊島区聴覚障害者協会会長 豊島区家族会 (欠席) 社会福祉法人フロンティア特別養護老人ホーム養浩荘施設</p>

	<p>長 社会福祉法人清栄会特別養護老人ホームシオンとしま施設長(欠席) 豊島建設防災連絡協議会 首都圏マンション管理士会城北支部副支部長 明治大学大学院政治経済学研究科特任教授</p> <p>《区・区教育委員会関係委員》</p> <p>副区長 教育長 政策経営部長 総務部長 施設管理部長(欠席) 区民部長 文化商工部長 環境清掃部長 保健福祉部長 池袋保健所長 子ども家庭部長 都市整備部長 土木担当部長 教育委員会事務局教育部長</p>
公開の可否	公開(傍聴者3名)
非公開・一部公開 場合はその理由	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 区長挨拶 3. 議事 豊島区地域防災計画の修正について 4. 報告事項 災害時要援護者対策の整理の方向性について 5. 閉会

審 議 経 過

1. 開会

事務局： 会長の高野区長、ごあいさつと会議の進行をお願いします。

2. 区長挨拶

会 長： 本日は、大変お忙しい中、多くの皆さんにご出席を賜り、ここに豊島区防災会議を開催する。

皆様には、日頃から安全・安心なまちづくりのために、一方ならぬご尽力を賜り、この場を借りて、厚く御礼を申し上げます。

さて、今年は、史上最強クラスといわれるエルニーニョの影響のためか、12月になっても台風が発生している。また、今年は、近年にない程の巨大な台風が、沖縄を中心に何度も日本に襲来し、各地で大きな災害を引き起こした。

9月には台風18号による豪雨で、栃木県、茨城県、宮城県という3県で、大雨特別警報が発表される事態となり、鬼怒川や渋井川といった大きな河川をはじめ、多くの河川で堤防が決壊、または氾濫するという、大変、甚大な被害が発生した。

すでに9月10日の発災から3か月が過ぎ、被災地では雪の季節となっている。未だに自宅に戻れず、多くの被災者の方々が、避難生活を強いられており、心よりお見舞いを申し上げますと共に、一日も早い復旧・復興、元通りの平穏な生活に戻れるよう、強く祈念するところである。

地震災害についていえば、今年は阪神淡路大震災から20年目という節目であった。

また今月11日で、東日本大震災から4年9か月が過ぎたこととなる。

これらの災害での教訓を、われわれはどのように生かしていくことができるのか、今、改めて問われている時期でもある。

特に、今後、30年間で70%の確率と言われ、その発生が懸念されている「首都直下地震」に対しては、区と関係機関、消防団と地域住民が連携し、防災・減災活動をしていかななくてはならない。

災害が大きくなればなるほど、住民自身による「自助」、地域による「共助」、関係機関による「公助」の連携が大切になる。その連携の鍵を握り、要となるのが地域の絆である。

阪神淡路大震災でも、東日本大震災でも、大きな災害では、常に実証されてきたことであり、記憶に新しいところでは、昨年11月27日に起きた長野県白馬村の地震では、まさに「地域の絆」による素早い救出劇で、奇跡的に死者が1人もでなかった。「地域の絆」、つまりは「共助」の意義というものが、今後、増々、大きくなることを、痛切に感じている。

そうした中で、われわれは、これまでの経験や教訓も含め、防災対策の根幹となる地域防災計画に修正を加え、充実を図っていく必要がある。そのために、委員の皆様方には、本日、忌憚のないご意見をいただきたい。

審 議 経 過

3. 議事

豊島区地域防災計画の修正について

会 長： 議題に従い、審議に入る。議題1 豊島区地域防災計画の修正について、説明をさせる。

事 務 局： (資料1-1について説明)

会 長： ご意見・ご質問等があれば挙手をお願いしたい。

委 員 A： 池袋第三小学校の脇に住んでいる。周りは駐車場が多かったが、この頃全部駐車場がなくなり、マンションになっている。心配なのは、植木が伸びること。マンションの周りの高いところに植木があるのだが、大丈夫なのだろうか。

委 員 B： マンションには大きく二つあり、分譲マンションで管理組合がある場合と、賃貸の場合とある。分譲マンションの場合は、ベランダ部分は共有部分であるので全員が一定のルールのもとに管理していくというのが前提であるので、分譲マンションの場合は区の方から管理組合へベランダの使い方について話を伺い、もし危ない場合は意見を申し上げることもできる。賃貸の場合だと大家さんがいるので、区の方から状況を拝見し、危険なようだったら区の方から管理組合に申し入れをしたいと考えているので、現場を拝見にありがたいと思っている。

会 長： 今年、豊島区も35年ぶりに(人口が)28万人を超え、日本一の高密都市であるので本当に密集しているところであるので、今のような意見も出るかと思っている。都市整備部に相談し、より良い街づくりをしていきたいと思っている。

会 長： 他に意見があればお願いしたい。

委 員 C： 8ページ「第1.高層集合住宅への指導」のところで、質問がある。備蓄倉庫のほかに防火用の貯水槽を設置することという非常に重要なことだと思っているが、高層集合住宅のそもそもというのは、中高層集合住宅の建築に関わる条例というのがあり、その中で一定規模、3,000平米以上のマンションで、高さも10階以上のものかと思っているが、このくらいの規模のマンションになると一年間の中では限られてくるという中、備蓄倉庫の設置というのは大きなマンションのみならず、小さなマンションにも努力義務が必要ではないかと思っている。既に建ってしまっているマンションの備蓄倉庫等をどうするのかというのを考えると、いくつかのマンションが合意をしてグループ化して、空いているところに備蓄倉庫を設置する、または1階の部屋を充てる等、また貯水槽に関しても空いているところに作っていくことが大事だと思っている。中高層集合住宅の建築に関わる条例にある3,000平米というのを変えるためには、地域防災計画に記載されているそもそも論を変えていかないと難しい中で、今すぐとは言わないが、これから豊島区もマンションがたくさん建っていく中で、大きなマンションだけではなくやはり小規模のマンションについての備蓄倉庫なり貯水槽の指導を行っていくのかというのは、今後の課題として考えていってほしい。

事 務 局： 毎年、建築課も含め各担当部署と照会をして、記載を変更しているものである。その中で、今回いただいた意見も含め、今後の協議の課題という形で進めていきたい。

審 議 経 過

会 長： 今の意見の中で、小さなマンションがグループを作って、防災に役立つものを作ったらどうかという意見も出ていたが、これに関してはどうか。

事 務 局： これに関しても、今後また検討させていただきたい。基本的には共助があり、マンションだけでなく、隣接も含めいろいろ課題を持っているが、グループ化というアイデアに関しては斬新であると思うので、参考にさせていただきたい。

委 員 C： 新規に建つというよりは、既に建っているマンションがたくさんあるので、そのことを考えるとグループ化というのが一つの案ではないかと思うので、検討を願いたい。

会 長： 他に意見があればお願いしたい。

委 員 D： 16 ページの医療救護所に関して、地域本部に 12 か所というのは、医師会からの依頼ということで承知した。ただ、全救援センターには最低限度、専門家の医師 1 人の派遣は必要ではないかという考え。例えば、重度の患者が来たときに意思判断をするのは専門家でないといけないと思うので、応急措置を含めてやはり専門家のはりつけみたいなものは全救援センターに必要ではないか。地域本部＝救援センターのところがあるかと思うが、そうすると 12（地域本部）を除いた 22 か所には必要になるかと思う。

事 務 局： 元々の計画は全救援センターに医師がいて、治療またはトリアージを含め判断をし、必要があれば後方の病院へ送り届けるというのを想定していた。ただ、そのドクターが必ずしも地元に住んでいる方たちだけでないということと、発災後 72 時間、3 日間ずっとその方がそこにいられるかということ、体力的にも厳しい。さらにそこに交代要員が 2、3 人必要になる。同じように医療スタッフとして看護師も同じ数だけ必要になる。そうになると、医師会からの話の中でも、発災直後から確保できないという結論に達し、それであればあるエリアの救援センターを束ねる地域本部にだけは医療スタッフを置いて、必要に応じて巡回するというようにして、「この人どうしたらいいのか」となったら、地域本部から必要に応じて医師、看護師が巡回するという形で現在考えている。その代わり、地域本部には交代要員も含めて医師、看護師を配置するという形で名簿を整理するということ。

委 員 D： 発災時、巡回できるような状況にあるのか。行けないことも多いのではないか。医療救護所の規模が分からないが、最低限度担当の医師が必要であると思う。その人は治療するわけではなく、医療救護所の本部へ連絡を入れる業務になると思うので、そんなに負担にはならないと思う。

事 務 局： 参集ということ考えると、34 か所にそれぞれ医療スタッフが参集するというのができるのか、というのがある。一定規模の医療救護所を集約すると複数人の方が名簿に登載されて、その方たちがそこに集まるとなると、早く来られた医療スタッフは診療を開始できる。その後来た医療スタッフは、巡回または交代要員としてまわっていく。ところが 34 か所それぞれに 1 対 1 ではりつけてしまうと、そのドクターがいなければ診療できないし、果たして交代要員もいけるのかという話になる。たしかに全救援センターに医療救護所があることが望ましいと思うが、実効性を考えると 12 地域本部にした。

委 員 D： 理解はするが、それならば医師が一番近い救援センターに行くのが安全なのではないか

審 議 経 過

とわたしは考える。

委 員 E： 先ほどの委員Cの質問に対する補足になるが、中央区では防火水槽の設置は10階以上の建物で住戸数25戸以上の住宅において5荘ごとに設置することを指導している。それより前に、昨年中央区はマンション居住率88%と非常に高い区だが、マンションの行政施策を変更した。基本的には、救援センターに避難しないで震災時にも住み続けられる住宅をとということで変更した。なぜ変更したかということ、救援センターにはスペースがないから。マンション住民が避難できる余裕がないと。それを考えたら、マンション住民はマンションに住み続けて震災時はいることがベストだということで、現に東日本大震災のときもそういう事態が生じているということで、豊島区においてもマンション施策において、大きな変更を考える時期になっているかと思う。

事 務 局： 自宅避難が原則というのは、重々承知している。地域防災計画には、自宅避難できなかった場合の記載という形になる。地域訓練や合同防災訓練で救援センターの訓練にて、自宅避難が基本であるということ、自宅を安全にしてくださいとマンションに限らず一戸建ての方たちにも区からも消防機関からも案内をしている。

会 長： 他に意見があればお願いしたい。

委 員 F： 2点聞きたい。1つは、先ほどもあった全救援センターに医師を置くというのはなくなったというのは、いろいろ事情がありやむを得ないということで、12地域をもう少しわかりやすく地域の人たちに周知してほしい。ただ、地域の中には看護師資格を持った方がどのくらいいるかわからないが、少なくとも判断できる看護師資格を持った人で現在働いていない方も地域にいると思うので、そういう方たちの力を借りるような体制を考えてみてはどうか。2つ目は、要援護者名簿の件で、地域の町会長から亡くなっている方もいて、だいぶ名簿が変わっているが、そういうお知らせはどのような形でどういうタイミングでされるのか、もう一度区政連絡会等で話をした方がいい。

事 務 局： (1点目に関して) いま働いていない医療資格を持った方については、保健所とも協議をしており、災害時にボランティア的に活用することもある。そのために定期的な研修も必要であり、そういうことも含めて協議をしている。ただ、まだ事業化には至っていないという現状である。トリアージについても、緊急医療救護所が区内9か所、主に救急病院の近くに開設して病院の機能がパンクしないように、緊急医療救護所の中でトリアージと軽傷対応を行うという形で医師会とも協議をして、平成25年度の地域防災計画に記載されているので、それに基づいて予算措置を受けて今現在整備をしている。発災後72時間は、トリアージをやるということになる。

(2点目に関して) 災害時要援護者名簿について、年1回ずつ更新をしていく予定であった。内部で持っている、手を挙げていない(不同意)の人も載っている名簿については、四半期ごとにいまも更新している。地域に出す名簿については、東京都と国の制度が変わっており、それに合わせて区も変えなければいけない状況にある。いま出している名簿を変えてしまうと、またすぐに変えなければいけないということ、町会にか

審 議 経 過

なり混乱を招くということで、今あえて更新をせずに防災会議を含め手続きを踏んだ上で町会へ説明にあがるという形で考えている。

会 長： 他に意見があればお願いしたい。

委 員 G： 災対福祉部の業務を追加しているが、4 番目に書いてある福祉救援センターは福祉避難所のことかと思うのだが、ここも高齢者をはじめとした方の避難なので、医療的なケアというのが大事になってくると思う。そう意味で考えていると、15 ページに先ほど話のあった医療救援の流れの中に福祉救援センターの位置づけが読めないのだが、どういう配置になるのか。救援センターとは別枠で福祉救援センターというのが位置づけられているのだとすれば、救援センターにいくつか加わるということになるのか。

先ほど質問のあった、災害時要援護者の方が救援センターにきて、やはり福祉救援センターの方にとということでもそちらに避難してもらおうということ、どういう風に流れていくのか、というところを教えてください。

事 務 局： 昨年、特別養護老人ホームを福祉救援センターということで正式に協議が整い、簡易ベッドを区の負担で用意させてもらっている。今指摘いただいた、一旦は救援センターに集まって頂き、その後介護といった点で、体育館の床張りで毛布しかないという環境ではなかなか難しいという方については、一時的に特別養護老人ホームに介護も含めて入るということを想定している。優先順位をどのような形で考えていくかは非常に重要だと考えており、今一時的には介護保険の地域包括支援センターのスタッフと、その中に看護師もいるので優先順位については諮っていきこうと考えている。

また 15 ページの医療介護については、それよりも慢性疾患というような既往症に係る部分かと思うので、中には要介護の方もいるので、その中でどのように位置づけていくかというのは今後の課題だと思っている。まず医療介護の部分、ドクターの方の措置が必要だということと、それとは質の異なる介護の部分については、改めて外部の支援者の方たちと協力体制を図っていくところ。

事 務 局： ご指摘のとおり、医療介護の中に福祉救援センターの記載はない。あくまで、それ以後の流れとなっているので、それについては今後検討させていただきたい。

委 員 G： 豊島区の区民のみなさんに黄色の本（「東京防災」）が配られているはず。あの中身に書いてある一番の基本は、「自助」という自分の身は自分で守るところである。基本的には自宅の耐震化をして、家具を固定して、家の中でけがをしない。そして自宅の中で避難をする、いわゆる「在宅避難」が基本である。同時に、先ほど備蓄の話があったが、基本は自宅ですべてが備蓄をする「家庭内備蓄」というのが基本である。それは乾パン等を買っておく必要はなく、おせんべいを一袋余分に買うだけでも備蓄である。そういった形で日常生活の延長で備蓄について考えるというのがすごく大事だと書いてある。その方法をそれぞれの区民のみなさんにやっていただけるようにするのが最も大事だと思う。特に最近子どものアレルギーの方が増えているが、アレルギー食に対応する備蓄というのがまだまだ進んでいない。そういう家庭では、子どもの命は自分たちで守らな

審 議 経 過

いといけないので、毎日アレルギーの子どもが食べる食事を、一食分ずつ冷凍しておくとか、子どもが食べられるものを余分を買っておいていざというときに備えるというのが究極の自助となる。そういう在宅避難で、自宅で備蓄するために、本によると一週間の備蓄品を準備するようにと書いてある。東京のお店にある商品はあっという間になくなってしまったので、そうすると次くるのは相当時間がかかるということが前提になるため、備蓄倉庫があるからといって全く安心はできないということを、われわれは認識しなければいけないと思う。備蓄倉庫がないから備蓄ができないのではなく、備蓄倉庫がなければなおさらそれぞれの自宅で備蓄を、ということが最も大事なのではないか。

会 長： 本日いただいたご意見等は、計画の中へ反映もしくは今後の参考とさせていただく。今年の防災会議の開催は、今回が最後となるため、最終的な文言の修正等については会長であるわたくしに一任いただきたい。

4. 報告事項

災害時要援護者対策の整理の方向性について

会 長： 報告事項について、事務局から説明する。

事 務 局： (資料1-2について説明)

会 長： ご意見・ご質問等があれば挙手をお願いしたい。

委 員 H： 災害時要援護者を、突然(名称を)分けたというのは戸惑うところであるが、心配することは、耳が遠い方や聴覚障害者の方もいると思うが、それらの方は対象に入っていない。どうしてわざわざ細かく振り分けたのか。

事 務 局： あくまで試案ということだが、「避難行動」というところで、自宅から救援センターまで避難をする場合に一人では避難できない方というのは、どういった区分の障害を持っている方なのか、というのを検討していった結果で、今回例示を提示して意見をいただきたい。

事 務 局： 今日初めて会議に(案を)出させていただいているので、今回防災会議に意見を求めた他、障害者団体連合会といった方々にも意見を伺う機会は、今後半年間の中で設けたいと思っている。その中で先ほど意見をいただいたものも含めて、議論をさせていただく中で最終論案を出させていただきたい。

会 長： 他に意見があればお願いしたい。

委 員 G： この問題は難しい問題で、どこの地域もこれからどうしようかという段階だと思う。避難行動ということだが、東京都には緊急避難が2つある。1つは大火災が発生したときに、指定されている避難場所に避難をして火災によって命を落とすことを免れる、という避難。おそらく一番緊急性の高い避難は、この火災が発生して燃え広がったときの避難だと思う。もう1つの避難は、自宅がごちゃごちゃで、特に障害がある方は自宅での生活が非常に混乱してしまうと難しくなるから、救援センターあるいは福祉救援センターに行く。けども、そこに一人で行けないので、何らかの支援が要る、という避難。この二つの避難があるので、地域でこの問題を今後考えていく上で一番大きな課題は、どなたが支援が必要な方なのか、ということと同時に、その方は誰が支援をするのか、というのが一

審 議 経 過

番大事な課題である。そこを、自治会長をはじめとして地域のみなさんと語りあっていかないと、名簿が出されても支援体制が作れなければ、重石だけ与えられてしまうということになりかねないので、今後検討していくという中に、具体的にそれぞれの地域ではどういう体制で名簿に載っている支援が必要な方を支援するのか、その体制づくりをどういう風に豊島区は進めていくのか、というのも同時に検討し、どこかの地域でモデル的な取り組みをしていくということが大事だと思う。少し先は長いですが、そこまで区として視野に入れて検討していかないと、名簿は出したのであとは地域の問題です、と言われても何も解決しない。まさに、区長の進めたセーフコミュニティそのものをどう作るのか、ということにも関わってくる。そういう取り組みを含めた検討を進めていただきたい。

そのためには、先ほど委員Hから話があったように、障害者の程度によってどういう支援が必要なのかは違うので、どういう支援が必要なのかというのもその名簿に記載されている、あるいは改めて名簿に載せてくださいという方にどういう支援ができるのか、あるいはできないのか、というのを押さえておくことが、支援体制を作る上では非常に大事である。

豊島区の地域特性から言うと、これを地域の居住者だけでやるというのもなかなかしんどいという意味で言うと、地域の事業者の方と何らかの形で協力体制をとる、つまり火災が起きて避難するのは地域の事業者の従業員の方も一緒に避難をしなければいけないので、そう意味では地域ぐるみで誰も犠牲にしないで火災のときには避難できるような体制を考えなければ、事業者のみなさんも含めて地域で懇談しながらどのような体制でこの街から犠牲者をゼロにするか、というのを考えていくような体制づくりを検討していただきたい。

会 長： 他に意見があればお願いしたい。

委 員 D： スケジュールの中に平成29年6月に、民生委員訪問調査というのがあるが、これについて具体的に教えてほしい。前段で避難行動要支援者の特定がされて、なおかつ例えば要介護度3、4、5の人の中にも自分で自立で避難できる人もいるかなとは思いますが、そういった本当に支援の必要な人の特定をするための訪問調査に思えるのだが、どういう調査なのか内容を教えてほしい。

事 務 局： 前回の名簿作成の際にも、民生委員に大変苦勞をかけ、障害の方のところに訪問をしていただいた。要介護の方については、ケアマネージャーが訪問したり、ホームヘルパーといった方もいる。しかし、障害の方はそういった定期的に訪問をしている方がいない場合が大変多いと聞いたので、この中で位置づけているのも前回同様にまず障害を持っている方の訪問を一定の期間にお願いしたいと考えている。その上で、民生委員が自主的な取り組みとして行っていただいているそれぞれの受け持ち地域のマップ作りの中で、要介護の方等についても他の活動の中でできる限り対応していただければと思う。この先民生委員の方々に防災会議の結果として、避難行動要支援者の定義を見直す際には調整させていただきたい。

会 長： 本日は、貴重なご意見を賜りありがとうございました。

<p>会 議 の 結 果</p>	<p>議事 豊島区地域防災計画の修正について了承</p> <p>報告事項 災害時要援護者対策の整理の方向性について事務局より報告</p>
<p>提出された資料等</p>	<p>《配付資料》</p> <p>資料 1-1 豊島区地域防災計画 平成 27 年修正案 新旧対照表</p> <p>資料 1-2 災害時要援護者対策の整理の方向性について</p>
<p>そ の 他</p>	